

資料①

令和6年6月10日

山口県教育委員会会議案

山口県教育委員会

番号	件名	主管課	
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課	p 2
2	山口県高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	高校教育課	p 3

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和6年度教育功労者を次のとおり決定する。

令和6年(2024年)6月10日

山口県教育委員会

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
山口市立 大海小学校	教諭	中野 晴美	31年	令和6年6月1日 退職

議案第2号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和6年(2024年)6月10日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 6 教 政 第 2 0 7 号

令和 6 年 (2024 年) 6 月 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 6 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 6 年 5 月 3 1 日付け令 6 財政第 5 0 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

1 山口県立高等学校条例の一部を改正する条例

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 6 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 6 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

県立厚狭高校と県立田部高校を再編統合することに伴い、新高校を設置するため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。

2 名称及び位置

名 称	位 置
山口県立厚狭明進高等学校	山陽小野田市

3 概 要

新高校では、両高校の歴史と伝統や教育活動を継承し、「学科の枠を越えて、地域・社会と連携・協働した課題解決型学習や生活の質の向上に向けた実践的・体験的な教育活動を推進することにより、未来を切り拓き、新たな価値を創造する力を育む学校」をコンセプトとした学校づくりをめざす。

新高校の開校は令和7年4月を予定しており、今後、生徒募集や入学者選抜をはじめ、教職員人事、学校運営計画などの業務を進める必要があることから、本年11月1日に設置するものである。

なお、7月に実施する入学定員発表を新しい校名で行えるよう、6月議会に提出する。

設 置 予 定 学 科
普 通 科 生活創造科

4 施行期日

令和6年11月1日

議案第 号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和六年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表山口県立厚狭高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立厚狭明進高等学校

山陽小野田市

附 則

この条例は、令和六年十一月一日から施行する。

新旧対照表

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）

改正案

現行

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号〕

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号〕

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校）
山口県立小野田高等学校

山口県立厚狭高等学校		山陽小野田市	
山口県立厚狭明進高等学校		山陽小野田市	
山口県立小野田工業高等学校		山陽小野田市	

（略）山口県立美祢青嶺高等学校）

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校）
山口県立小野田高等学校

山口県立厚狭高等学校		山陽小野田市	
山口県立小野田工業高等学校		山陽小野田市	

（新設）

（略）山口県立美祢青嶺高等学校）

